

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

登録者数 **4900** 記念

特別講義

**「絶対効とは？
——相殺を考える」**



**謝
恩**

渋谷会

いつもご視聴いただきありがとうございます。

登録者数 4900 人を記念し特別講義を開講いたします。

今回は、よく質問を受ける「絶対効」について学習します。

連帯債務・保証の基本事項でありながら、理解の難しいところです。その中から、とくに「保証における相殺」について掘り下げてみました。

基本から考えることは、インプット学習においてとても大切です。

ご自身の学習に、本講座の考え方が参考になれば幸いです。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

民法「絶対効とは？——相殺を考える」

《ねらい》「基本から理解を広げていく」——学習法を身につける

絶対効(絶対的効力)

1人について生じた事由が、**他の者にも効力が生ずることを絶対効(絶対的効力)**という。

それに対し、1人について生じた事由が、**他の者には効力が生じないことを相対効(相対的効力)**という。

1. 付従性による絶対効——保証

(問1) H16

Dが主債務者として、Eに1,000万円の債務を負い、FはDから委託を受けてその債務の連帯保証人となっている。Dが債務を承認して時効が中断した場合にはFの連帯保証債務に対しても時効中断の効力を生ずる。

正しい

(主たる債務者について生じた事由の効力)

主たる債務者に対して生じた事由の効力は、原則としてすべて**保証人・連帯保証人**に対しても、その効力を生ずる。

⇒ 付従性による絶対効

2. 保証人について生じた事由の効力

(問2)

Aは、Aの所有する土地をBに売却し、Bの売買代金の支払債務についてCがAとの間で保証契約を締結した。Cの保証債務にBと連帯して債務を負担する特約がない場合、Cに対する履行の請求による時効の中断は、Bに対してもその効力を生ずる。

誤り

(保証人について生じた事由の効力)

保証人について生じた事由は、**主たる債務を消滅させる行為**の他は、**主たる債務者に影響しない。**

⇒ **単純保証は相対効が原則**

3. 連帯保証人について生じた事由の効力

(問3) H2

AのBに対する債権について、CがBの連帯保証人である場合、AのCに対する履行の請求は、Bに対しても効力を生じる。

正しい

(連帯保証人について生じた事由の効力)

連帯保証人について生じた事由は、**弁済・履行の請求・更改・相殺※・混同**については、**主たる債務者に対しても効力を生ずる。**

⇒ **連帯保証の絶対効、5つ**

※ **連帯保証人には負担部分がないため、主たる債務者からは連帯保証人の債権を援用して相殺をすることができない**

テキストで出てくる困った記述 〈基本から考える〉

〈参考〉 連帯債務の規定の準用の意義について

相殺について――

連帯保証においては、458条で、連帯債務の規定を準用しているが、その意味はない。

連帯保証人について生じた事由について、連帯債務における相殺（436条2項）の規定は準用の余地はない。なぜなら、この規定は連帯債務者の負担部分を前提としているが、連帯保証人にはそもそも負担部分がないためである。

（連帯保証人について生じた事由の効力）

第458条 第434条から第440条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

（連帯債務者の一人による相殺等）

第436条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

【あくまで参考】〈1人について生じた事由の効力〉

種類		生じた事由		請求 混同	相殺(436条2項) 免除 時効 ※ 負担部分を前提 とする規定
		弁済 相殺(436条1項) 更改			
連帯債務		絶対効			
単純 保証	主債務者につき 生じた事由	付従性 ⇒ 絶対効			
	保証人につき 生じた事由	絶対効	相対効		
連帯 保証	主債務者につき 生じた事由	付従性 ⇒ 絶対効			
	保証人につき 生じた事由	絶対効	相対効		

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

★おすすめ講座★

●平成30年版 宅建基本問題演習講座(全39回) 約250問 43時間13分
https://shibuyakai.com/takken/2018_05.html

●平成30年版 宅建過去問演習講座(全41回) 236問 36時間37分
https://shibuyakai.com/takken/2018_05.html

●平成30年版 宅建基幹講座 全分野セット(全71回) 約60時間(開講時点)
https://shibuyakai.com/takken/2018_04.html

【今後の開講予定】

6月開講予定 管業基幹講座 ※テキストの発売延期に伴い、開講を遅らせてます

7月開講予定 管業演習講座 ※テキストの発売延期に伴い、開講を遅らせてます

7月開講予定 カキまくって覚える宅建直前講座

8月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEBサイトで公表します。

公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。

なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。